

ID: 1020

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

<p>処分の概要</p>	<p>措置命令</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>介護保険法 第115条の28第3項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成9年法律第123号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の28第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第115条の24第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>